

社会福祉法人アシリカ役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人アシリカ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(業務の種類)

第4条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
 - (2) 評議員会への出席
 - (3) 監事による定期監査及び臨時監査、理事会・評議員会への出席
 - (4) 行政機関による監査の立会
 - (5) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
 - (7) その他理事長が必要と認めた業務
- 2 評議員選任・解任委員の評議員選任解任委員会への出席、運営協議会委員の運営協議会への出席及び第3者委員の委員会への出席への費用弁償についてもこの規程を準用する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、理事会・評議員会への出席等職務にあつたときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、「社会福祉法人アシリカ旅費規程」に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(適用除外)

第6条 この法人職員であって法人役員を兼務する者については、第4条の(1)から(4)の業務の場合は、この規程は適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

別表1 費用弁償の額

日 額	1,000 円
-----	---------

附 則

この規程は平成29年3月1日から施行する。